

太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する協定

石川県（以下「甲」という。）とアイチューザー株式会社（以下「乙」という。）は、建物屋上への太陽光発電設備及び定置用蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を図るため、次のとおり太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、石川県内における太陽光発電設備等の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

（1）甲は、太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する広報の支援を行う。

（2）乙は、太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）に定める事業（以下「事業」という。）を実施する。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（仕様書の厳守）

第3条 乙は、事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合においては、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクは、乙が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 事業の実施に伴い、乙と施工事業者又は購入希望者又は購入者との間のトラブルは、乙が適切に対処し解決しなければならない。

3 事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者又は購入者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合においては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者又は購入者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、協定の全部又は一部を解除することができる。

（1）協定に違反した場合

（2）事業の実施に関して、不正又は著しく不当な行為が判明した場合

（協定の変更）

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協定期間）

第9条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。なお、工事完了が協定期間を超過する場合は、協議により協定期間を延長することができる。

ただし、協定期間満了の一か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の申出がないときは、同一条件で一年間、協定期間を延長することとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

（処理状況の報告等）

第11条 甲は、乙に対し、協定に基づく活動の進捗状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、事業の実施に当たり知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

（法令の遵守）

第13条 甲及び乙は、事業を実施するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（疑義等の処理）

第14条 協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月22日

（甲） 石川県

石川県知事



（乙） 東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル8階

アイチューザー株式会社

代表取締役社長

